平成２２年（フ）第６３号
名古屋市名東区山の手１丁目424番地　上宝ハイツ202号
債務者　山下由美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７０号
愛知県稲沢市平和町丸渕上27番地
債務者　神田　貴雄
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０５３号
熊本市若葉３丁目11番28号
債務者　森田美紀子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１３８号
熊本市保田窪３丁目13番50号　サンアメニティ保田窪605号
債務者　茂原　真理
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１３９号
熊本市北千反畑町６番11号　301号
債務者　古閑　　丞
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１号
熊本市長嶺南４丁目７番23―103号
債務者　米田　政義
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０号
熊本市龍田弓削１丁目30番24号
債務者　光永　　妙
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４５号
熊本市島崎１丁目20番22号　福田ビル203号
債務者　**藤**崎友依子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６１号
熊本市池田１丁目14番98―202号
債務者　岩崎　　太
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７号
沖縄県那覇市松尾１丁目14番２号　ユニック松尾301
債務者　岩田　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７１号
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1428番地
債務者　牟田口健太
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９号
長崎県雲仙市国見町神代乙11番地１
債務者　桶本　敏章
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７０７号
和歌山市直川1677番地　レオパレス格105
債務者　酒井　　優
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３号
青森県八戸市吹上１丁目16番15号　蔦林アパート５号
債務者　中村賢太郎
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
青森県八戸市大字白銀町字大沢頭27番地11
債務者　関川　勝則
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４７４号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目８番10号
債務者　岩永　吉美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７５号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目８番10号
債務者　岩永　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０２号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６第２―305
債務者　田淵　義男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係